

1. 労働条件

- 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むために最低必要とされているものを充たしていなければならない。
- 労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定しなければならない。

2. 均等待遇等

- 使用者は、労働者の国籍、信条、社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをしてはならない。
- 賃金については、女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

3. 強制労働・中間搾取の禁止

- 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制することは許されない。
- いかなる者（何人）も法律によって許される場合を除き、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。